補助金調書

補助金名	福岡市私立高等学校教育設備整備事業補助金					当課 教育 ^(絡先)		※教育支援部教育支援課 EL 711-4693)
交 付 先	□団体		各私立高等学校 22校			≅分	そ	の他の補助金
交付先決定方法	口 非公		(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件								
(非公募の場合) 非公募の理由	福岡市私立高等学校補助金交付要綱において、私立学校法による学校法人で、市内に高等学校を設置するものを補助対象としており、補助対象が特定されているため。							
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	45	ź	丰度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市内に私立高等学校を設置する学校法人に対して、設備・備品の整備等に要する経費を補助することにより、本市の高等学校教育の振興を図るとともに、生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的として補助を行っている。 補助対象となる事業は、教育設備整備事業及び教職員の研修事業としている。							
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1		回		
終期を延長する 理由	福岡市内の私立高等学校生徒は、市内に在学する生徒の過半数の生徒を収容しており、私立高等学校の高等学校教育に果たす役割は大きい。一方で、福岡県の私立高等学校の教育費負担(授業料、施設整備費等)は、文部科学省の資料によると毎年度約60万円で推移しており、保護者にとって負担が大きい状況である。 上記の現状を鑑み、今後も、福岡市の高等学校教育の振興を図り、保護者負担を軽減するために備品等の教育設備整備等を補助していくことは不可欠であることから、次期政策プランの終期でもある平成32年度まで補助金の終期を延長したもの。							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費 (1)教育の用に供する設備の整備,備品の購入に要する経費 (2)教職員の研修事業に要する経費 □ その他 補助金の算定方法 下記により算定される補助予定額(※)と,補助申請額のいずれか低い額を補助金額とする。 (※)補助予定額・・・下記の「学校数割」と「生徒数割」の合計額・学校数割:[補助金予算総額×30%]・学校数・生徒数割:[補助金予算総額×70%]×[当該校生徒数・私立学校合計数]							
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年	度	育	ガタ年度		前々々年度
	件			(22) 件		22	件	22 件
	39,486 千円		(37,6	678)千円		41,559	千円	41,564 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	教育用に使用するパソコン・プリンタなどのOA機器整備や、授業で使用する実験用具、体育用具の整備など							
補助金交付 による効果	高等学校の教育振興及び生徒の保護者の経済的負担軽減							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。